

海田町高齢者いきいき活動ポイント事業

【厳守事項】

- ① スタンプは、管理責任者又は副責任者が押印すること。
(スタンプ管理責任者や副責任者は、自分のポイント手帳には押印できませんので、スタンプ管理責任者は同じ団体の副責任者に、副責任者は同じ団体の責任者又は他の副責任者に押印してもらうようにしてください。)
- ② 活動実績の確認を適正に行い、活動実績がない場合は、スタンプを押印しないこと。
- ③ スタンプは、責任を持って保管・使用すること。
- ④ スタンプを他の活動団体に貸さないこと。
- ⑤ スタンプを押印した場合は、活動した日を記入すること。
- ⑥ 手帳の貸し借りをしないこと。
- ⑦ 他人の手帳を使用しないこと。

※マニュアルをよく読み、ルールを守って活動してください。

<問合せ先>

海田町役場 長寿保険課 介護保険係

住 所：〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14-17

電 話：082-823-9609 ファックス：082-823-9627

メール：chouju@town.kaita.lg.jp

ホームページ：<https://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/19/120972.html>

